

(一財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリー トピック (2015 年 3 月)

【英国における同性カップルを認める公的制度の変遷 ～ 登録制度がロンドンで導入されてから同性婚が合法化されるに至るまで】

要旨

・英国において、同性カップルを認める公的制度は、2001年にロンドンで同性カップルの登録制度が導入されたことに始まり、シビル・パートナーシップ制度の設置、そして2014年の同性婚の合法化へと発展してきた。

・同性婚の合法化案に関して英政府及びスコットランド政府が行ったコンサルテーションでは、過去最大数の返答が寄せられ、人々の関心の高さを伺わせた。

・北アイルランド以外の英国の地域では、希望すれば、宗教組織が同性カップルの結婚式を執り行うことも可能になった。ただし、イングランド及びウェールズでは、英国国教会とウェールズ聖公会が同性カップルの結婚式を執り行うことは禁止された。

・新法には、同性カップルの結婚に反対である宗教組織が、人権侵害などを理由に訴えられ、意に反して同性カップルの結婚式を執り行うことを強制されないよう確保する条項も盛り込まれた。

・キリスト教徒である地方自治体の職員が、自身の信仰と相容れないとしてシビル・パートナーシップの登録業務を拒否したために辞職に追い込まれ、訴訟に発展したこともある。

英国において、同性カップルを認める公的制度は、登録制度が2001年にロンドンで導入されたことに始まり、2005年に同性カップルに婚姻に準じる地位を与える仕組みが英国全土で実施された後、2014年に同性婚が合法化されるに至った。本報告書では、これらの歩みを振り返り、それぞれの制度の仕組みなどについて説明する。

ロンドン・パートナーシップ登録制度 ～ 英国で初めて公的機関が同性カップルを登録

「ロンドン・パートナーシップ登録制度 (London Partnerships Register)」は、グレーター・ロンドンを管轄地域とする広域行政体であるグレーター・ロンドン・オーソリティー (Greater London Authority、GLA) が2001年9月に導入した、同性カップル及び男女のカップルの登録制度であった。同性カップルが公的機関に登録できる英国初の制度であった。

2000年に行われた初めてのロンドン市長選で、ケン・リビングストン候補(無所属)は、同性カップルの登録制度の導入を公約に掲げ、当選後、これを実施した。登録したカップ

ルには、登録したことを確認する証明書が発行された。

登録は、毎週水・土曜日に、ロンドン中心部に位置する GLA の庁舎内のビジター・センターで受け付けた。登録料は 85 ポンドで、希望者は、ビジター・センターでセレモニーを行うことも可能であった。カップルが関係を解消したい場合は、登録を取り消すことが可能であった。自分が同性愛者であることを知られたくない人もいることを考慮し、登録情報は一般に公開されなかった。

この制度では、同性カップル（及び男女のカップル）が GLA に登録できるだけで、婚姻した夫婦と同等の地位を得られるものではなかった。しかし、リビングストン・ロンドン市長（当時）は、制度の創設にあたり、登録の事実と証明書が、遺産相続、家の賃貸、年金などに関する民事訴訟等でカップルの関係を証明する証拠として認められることを望むと述べていた。

シビル・パートナーシップ制度 ～ 同性カップルに夫婦とほぼ同じ権利を付与

「シビル・パートナーシップ制度 (Civil Partnership)」は、ブレア労働党政権が、「2004 年シビル・パートナーシップ法 (Civil Partnership Act 2004)」によって 2005 年 12 月に英国全土で導入した制度である。この制度において、同性カップルは、「シビル・パートナー」という新たな法的地位を与えられ、男女の夫婦とほぼ同じ法的権利を得ることができる。シビル・パートナーとして登録できるのは、16 歳以上の同性カップルで¹、男女のカップルは対象外である。

同性カップルは、地方自治体の登録官と 2 人の証人の立ち会いのもと、シビル・パートナーシップの登録書類に署名することによって、シビル・パートナーとして登録できる。

制度の導入時は、英国のいずれの地域でも、教会など宗教施設でのシビル・パートナーシップの登録は許可されていなかった。

同性カップルがシビル・パートナーシップを登録できる場所は、現在、下記の通りである。

*イングランド及びウェールズ

・登記所

¹ ただしスコットランド以外の地域では、16、17 歳以上の同性カップルがシビル・パートナーとして登録するには、親または保護者の同意が必要とされる。

- ・シビル・パートナーシップの登録場所として使われることを地方自治体から許可されたその他の会場（ホテルやマナーハウスなど）
- ・教会などの宗教施設（後述参照）

＊スコットランド

- ・登記所
- ・シビル・パートナーとして登録する同性カップルと地方自治体の登録官（registrar）²の間で合意した場所
- ・教会などの宗教施設等（後述参照）

＊北アイルランド

- ・登記所
- ・シビル・パートナーシップの登録場所として使われることを地方自治体から許可されたその他の会場（ホテルやマナーハウスなど）

制度の導入時は、いずれの地域でも、教会など宗教施設でのシビル・パートナーシップの登録は許可されていなかった。しかし、イングランド及びウェールズでは、「2011年結婚・シビル・パートナーシップ（許可会場）（改正）規則（Marriages and Civil Partnerships（Approved Premises）（Amendment）Regulations 2011）」のもと、2011年12月から、宗教施設でのシビル・パートナーシップの登録が可能になった。ただしこれは、宗教組織がシビル・パートナーシップの登録を執り行うことを望む場合に限られ、いかなる宗教組織も、これを行うことを強制されない。さらに、シビル・パートナーシップの登録の際に、賛美歌を歌う、聖書を朗読するなどの宗教的儀式を行うことを禁じる「2004年シビル・パートナーシップ法」の規定は依然として有効である。そのため、例え宗教施設で行われても、シビル・パートナーシップの登録は、宗教的儀式を排した「非宗教的な（civil）」手続きとして行われなければならない。

一方、スコットランドでは、2014年2月にスコットランド議会で制定された「2014年結婚・シビル・パートナーシップ（スコットランド）法（Marriage and Civil Partnership（Scotland）Act 2014）」によって、地方自治体の登録官のみならず、教会の牧師などの宗教組織の者、及び無宗教の「信条団体（belief body）」³の者も、シビル・パートナーシッ

² 出生、死亡、結婚、シビル・パートナーシップの登録を業務とする地方自治体の職員。

³ 「2014年結婚・シビル・パートナーシップ（スコットランド）法」で、「信条団体（belief body）」は、「抽象的な考えを支持し、広めることを主たる目的（または主たる目的の1つ）として、その目的のために定期的に集まる団体」とされている。また、英国法の「2013年結婚（同性カップル）法」では、「主たるまたは唯一の目的が、道徳や倫理に関係した非宗教的な考えを奨励することである団体」と定義されている。神のような超自然的な存在ではなく、人間を中心とするヒューマニズム思想を標榜する団体などを指す。スコットランドでは2005年から、一部のヒューマニスト団体が男女の結婚式を執り行うことを許

プの登録を執り行うことが可能になった。この場合は、宗教施設でも登録を行うことができる。

北アイルランドでは、依然として、宗教施設でシビル・パートナーシップの登録を行うことは禁じられている。

制度開始から6万組以上のシビル・パートナーが誕生

シビル・パートナーシップとして登録した同性カップルは、遺産相続、遺族年金など福祉手当、住宅の賃借、雇用主から支払われる配偶者手当の受給などを含む多くの点で、夫婦と同じ権利を得ることができる。シビル・パートナーシップを解消するには、夫婦が離婚する場合と同様、裁判所に申請し、許可を得なければならない。

後述するように、北アイルランドを除く英国の地域では、2014年に同性婚が合法化されたが、シビル・パートナーシップの制度は依然として残されている。これらの地域では、シビル・パートナーシップを婚姻に切り替えることも可能になった。

2015年2月に国立統計局（Office for National Statistics、ONS）が発表した最新の統計⁴によると、2005年12月の「2004年シビル・パートナーシップ法」の施行から2013年末までの英国全土でのシビル・パートナーシップの登録数は、合計66,730組に達した。2013年のシビル・パートナーシップの登録数は6,276組と、2012年の7,037組から11%減少したが、これは、同性婚を合法化する法律の法案が2013年に国会で成立したため、シビル・パートナーとして登録するより、結婚が可能になるまで待つことを選んだ同性カップルが少なからずいたためであると推測されている。

同性婚の合法化 - コンサルテーションでは過去最大数の返答、英国国教会などは反対

続いて2014年、北アイルランドを除く英国の全ての地域で、同性カップルの結婚が合法化された。イングランド及びウェールズでは「2013年結婚（同性カップル）法（Marriage (Same Sex Couples) Act 2013）」によって、スコットランドでは、上のシビル・パートナーシップに関する項で挙げた「2014年結婚・シビル・パートナーシップ（スコットランド）法」によって、同性婚が合法化された。

可されていたが、「2014年結婚・シビル・パートナーシップ（スコットランド）法」によって、「信条団体」は、シビル・パートナーシップの登録及び結婚式の執行者として、宗教組織と同列に扱われるようになった。

⁴http://www.ons.gov.uk/ons/dcp171778_395000.pdf

イングランドとウェールズ ～ 英国国教会は同性カップルの結婚式の執行不可

イングランド及びウェールズでの同性婚の合法化へのプロセスは、英国政府が 2012 年 3 月、「平等な非宗教婚 – コンサルテーション(Equal civil marriage: a consultation)」と題する文書⁵を公表し、同性婚の合法化案に関して広く意見を募るコンサルテーション作業⁶を実施したところから始まった。

テリーザ・メイ内務大臣（当時は女性・平等問題閣外大臣を兼任）とリン・フェザーストーン平等問題閣外大臣（当時）は、コンサルテーション文書の序文で、次のように述べていた。

「シビル・パートナーとして登録する同性カップルの、自分を相手に捧げるとい
う気持ちは、結婚する男女のカップルのそれと同じである。我々は、同性間の結
婚を禁止し続けるべきであるとは考えない。簡単に言えば、愛し合い、相手に自
分を捧げる気持ちを正式な形にしたいと望むカップルが結婚する権利を否定さ
れることは正しくない。

（同性婚の合法化の提案は、）政府が人々の生活に干渉することではなく、現代
社会に選択を与えることである。単純に言って、パートナーに対する献身と結婚
が良いことなのであれば、我々は、非宗教婚を、男女のカップルのみに制限すべ
きではない」

文書の表題に含まれている「非宗教婚 (civil marriage)」とは、登記所などの非宗
教的な場所で行われる、宗教的儀式を伴わない式での結婚を意味する（「civil」という単語
は、「宗教的ではない」、「俗人の」という意味を持つ）。これに対し、教会などの宗教施設
で行われる、宗教的儀式を伴った式での結婚は、「宗教婚 (religious marriage)」と呼ば
れる。表題からも分かるように、当初の政府の案は、「非宗教婚」のみを同性カップルに許
可するというものであった。「宗教婚」は、これまでと同様、男女のカップルのみに許可し、
いかなる宗教組織も、同性カップルの結婚式を執り行うことはできないというのが、政府
の当初の案であった。

このコンサルテーションは大きな反響を呼び、英国政府によるコンサルテーション作業
としては過去最大の 22 万 8000 件を超える返答が寄せられた。英国国教会 (Church of

⁵https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/133258/consultation-document_1_.pdf

⁶ 「コンサルテーション」とは、政府が新たな制度の導入や制度改革を実行しようとする際、その案につ
いて、関係団体や一般市民などから意見を聞く作業である。日本の「パブリックコメント」にあたる。

England) は、「同性婚の合法化は、歴史を通して人間社会に確立されてきた『男女の結び付き』という結婚の基本的な性質を変えてしまう」として、政府案に強く反対した。カトリック教会も強く反発し、「結婚のための連合 (Coalition for Marriage)」と呼ばれるキリスト教系団体が実施していた同性婚の合法化反対の署名活動に参加するよう呼び掛けた。同団体は、最終的に 50 万人以上の署名を集め、コンサルテーションの返答として政府にこれを提出した。

しかし、全ての宗教組織が同性婚の合法化に反対したわけではなく、「英国のクエーカー教徒 (Quakers in Britain)」、「自由主義ユダヤ教 (Liberal Judaism)」、「ユニテリアン・自由キリスト教会 (Unitarian and Free Christian Churches)」は、政府案への支持を表明した。

一方、同性カップルに宗教婚で結婚することを許可しないという政府の案に対しては、多くの反対意見が寄せられた。「同性カップルの結婚式を執り行うかどうかはそれぞれの宗教組織の任意とするべき」との意見が同性愛者の団体や人権団体から寄せられたほか、カトリック教会からも、「同性カップルの宗教婚を全面的に禁止することは、同性婚の結婚式を執り行うことを望んでいる宗教団体の信仰の自由を侵害するという、また別の問題を生じさせる」との意見が寄せられた。前述の「英国のクエーカー教徒」、「自由主義ユダヤ教」及び「ユニテリアン・自由キリスト教会」などは、同性カップルの結婚式を執り行いたい旨を表明していた。

英国政府は、2012 年 12 月、コンサルテーション作業に対する政府の返答文書⁷を発表した。同文書で政府は、同性婚の合法化に向けて法整備を進める方針を確認した。同性カップルの宗教婚については、コンサルテーション作業で寄せられた意見を考慮した結果、これを許可する方針に転換したことを明らかにした。ただし、新法で規定する手続きに従って同性カップルの結婚式を執り行うことを明確に選択した宗教組織のみにこれを許可するとした。しかし、英国国教会とウェールズ聖公会 (Church in Wales) に限っては、同性カップルの結婚式を執り行うことを全面的に禁止するとの方針を明らかにした (後述参照)。

政府の方針転換に対し、「英国のクエーカー教徒」や「自由主義ユダヤ教」などは喜びの声を上げた。一方、英国国教会やカトリック教会、英国イスラム教徒会議 (Muslim Council of Britain)、メソジスト教会などは、改めて同性婚の合法化に反対を表明した。

⁷https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/133262/consultation-response_1_.pdf

海外の英国領事館での同性婚も可能に

イングランドとウェールズでの同性婚の合法化を提案する「結婚（同性カップル）法案（Marriage (Same Sex Couples) Bill）」は、2013年1月、英国政府によって下院に提出された。法案は、上下両院での審議を経て、2013年7月に「2013年結婚（同性カップル）法」として成立し、女王の裁可を得た。同法案の下院での採決では、賛成366票に対し、反対は161票に上った。反対票の大半は保守党の議員によって投じられた（保守党、自由民主党、労働党はいずれも、この法案については議員に党議拘束をかけず、自由投票で投票させた）。同法の施行を受け、2014年3月末、イングランドとウェールズでの初めての同性カップルの結婚式が行われた。

「2013年結婚（同性カップル）法」の主な内容は、下記の通りである。

- ・イングランドとウェールズで同性間の結婚を合法化する。
- ・同性カップルが非宗教婚の方法で結婚することを可能にする。
- ・英国国教会及びウェールズ聖公会は、同性カップルの結婚式を執り行うことはできない。
- ・ただし、ウェールズ聖公会は、その意思決定機関が同性カップルの結婚式を執り行うことを望むと決議した場合、司法長官（Lord Chancellor）に対し、必要な法改正を要請することができる。
- ・英国国教会及びウェールズ聖公会以外の宗教組織は、この法律が定める方法に従って、同性カップルの結婚式を執り行うことを選択できる。
- ・ただし、いかなる宗教組織も、同性カップルの結婚式を執り行うこと、それを執り行うことを選択することを強制されない。
- ・宗教組織が同性カップルの結婚式を執り行うことを拒否することが「2010年平等法（Equality Act 2010）」の違反にあたらないう、同法を改正する。
- ・シビル・パートナーシップを婚姻に切り替えることを可能にする。
- ・既に結婚している人が、婚姻を解消せずに、性転換することを可能にする。

(注： 性同一障害の人で、既に結婚している人が、婚姻を解消せずに、本来の自分の性別であると感じる性別に転換することを可能にするための措置)

- ・少なくとも1人が英国籍を保持する同性カップルが、海外の英国領事館で、非宗教婚の方法で婚姻することを可能にする。
- ・政府に対し、イングランド及びウェールズでのシビル・パートナーシップ制度の見直しと、その結果報告書の発表を義務付ける。

同性婚に反対の宗教組織を訴訟から守る条項も

いかなる宗教組織も同性カップルの結婚式を執り行うことを強制されないこと、及び、「2010年平等法」を改正する旨を明記したことは、宗教組織が、同性カップルの結婚式を執り行うことを拒否したために法的に訴えられ、意に反してこれを行うことを強いられる事態を防ぐことを目的としている。政府は、コンサルテーション作業への返答文書で、同性カップルの結婚式を執り行うことを望まない宗教組織が、国内法または欧州人権条約のもと、これを行うことを強制されないよう確保し、そうした宗教組織の信仰の自由を守るという方針を強調していた。

英国国教会とウェールズ聖公会が同性カップルの結婚式を執り行うことを禁止したことに関しては、政府発行の「結婚（同性カップル）法に関するファクトシート（Marriage (Same Sex Couples) Act: A factsheet）」⁸で、下記のように述べられている。

「この法律は、英国国教会とウェールズ聖公会が置かれた特殊な状況に考慮している。この法律は、これらの教会を特に優遇するものではない。そうではなく、単に、これら2つの教会に固有な法的立場に対処する条項を盛り込むことによって、彼らが、他の全ての宗教組織と同じ場所に立てるよう確保している。英国の他の宗教組織と異なり、英国国教会とウェールズ聖公会の聖職者は、教区の住民の結婚式を執り行う法的義務を有する⁹。加えて、英国国教会の宗規（Canon law）は、英国の法体系の一部である」

「英国国教会とウェールズ聖公会は共に、現在のところは、同性カップルの結婚式を執り行うことを望まない旨を明確にさせている。政府は、彼らのこうした考えを尊重

⁸https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/306000/140423_M_SS_C_Act_factsheet_web_version_.pdf

⁹ 英国国教会及びウェールズ聖公会の聖職者は、慣習法のもと、教区内の住民から要請があった場合、その住民の結婚式を執り行う義務を有する。

する」

一部の報道では、政府が英国国教会とウェールズ聖公会に同性カップルの結婚式を執り行うことを禁じた理由として、同性婚の合法化に反対する保守党議員を懐柔し、彼らが法案に反対票を投じることを防ぐことが狙いであったと説明されていた。

野党第一党の労働党は、コンサルテーション作業への政府の返答文書が発表された際、英国国教会とウェールズ聖公会が同性カップルの結婚式を執り行うことを禁止するとの方針について、「失望させられた」と述べていた。また、ウェールズ大司教からも、「行き過ぎた措置」であり、「個人的には、ウェールズ聖公会が同性カップルの結婚式を執り行う可能性さえ持てないのは残念であり、(同性カップルの結婚式を執り行うかどうかは)我々の判断に任されるべきである」との声が上がっていた。

スコットランド ～ ヒューマニスト団体なども同性婚の結婚式を取り行えると明記

スコットランドでは、2007年から少数与党政権を運営していたスコットランド国民党 (Scottish National Party、SNP) が、2011年のスコットランド議会選挙で、同性婚の合法化に関するコンサルテーションを行うことを公約に掲げた。SNPは、この選挙で過半数の議席を獲得して政権に返り咲き、公約通り、2回にわたって同性婚の合法化に関するコンサルテーション作業を行った (なおこれは、同性婚のみならず、シビル・パートナーシップの制度変更に関するコンサルテーションでもあった)。

イングランド及びウェールズの場合と同様、このコンサルテーションは大きな反響を呼び、2回のうち1回目では、スコットランド政府がこれまでに行ったコンサルテーション作業で最も多い77,508通の返答が寄せられた。同性婚の合法化に反対する団体「伝統的な結婚を守るスコットランド人の会 (Scotland for Marriage)」は、54,063人の署名を提出した。一方、イングランド及びウェールズと同じく、同性愛者団体や一部の宗教組織は、同性婚の合法化案に賛成する意見を寄せた。

同性婚の合法化と、上で述べたシビル・パートナーシップ制度の変更案を盛り込んだ「結婚・シビル・パートナーシップ (スコットランド) 法案 (Marriage and Civil Partnership (Scotland) Bill)」は、2013年6月、スコットランド政府によってスコットランド議会にされた。同法案は、2014年2月、「2014年結婚・シビル・パートナーシップ (スコットランド) 法」として成立し、同年3月に女王の裁可を得た。同法の施行により、2014年12月、スコットランドで初めての同性カップルの結婚式が行われた。

「2014年結婚・シビル・パートナーシップ（スコットランド）法」の主な内容は、次の通りである。

- ・スコットランドで、同性カップルが非宗教婚の形式で結婚することを可能にする。
- ・同性カップルが非宗教婚の形式で結婚する場所は、結婚する同性カップルと地方自治体の登録官の間で合意した場所とする（ただし宗教施設を除く）。
- ・同性カップルの結婚式を執り行うことを望む宗教組織または「信条団体」は、これを行うことを選ぶことができる。
（注： イングランド及びウェールズの場合と同様、同性カップルの結婚式を執り行うことを希望しない宗教組織や聖職者が人権侵害で訴えられるなどの事態を防ぐため、「いかなる宗教組織及び『信条団体』も、同性カップルの結婚式を執り行うことを選ぶことを強制されない」ことなどが明記されている）
- ・シビル・パートナーシップを婚姻に切り替えることを可能にする。
- ・既に結婚している人が、婚姻を解消せずに、性転換することを可能にする。

北アイルランド ～ キリスト教徒多く、同性婚合法化の見込みなし

住民にキリスト教徒が多く、同性婚への反対意見が特に強い北アイルランドでは、現在のところ、近い将来に同性婚が合法化される見込みはない。北アイルランド議会では過去3回ほど、議員から同性婚の合法化案を求める動議が提出されたことがあるが、いずれも否決された。

イングランドとウェールズでは制度開始から3ヶ月で1,400組が同性婚

英国における同性婚に関する統計はまだ殆ど存在しないが、国立統計局は2014年8月、イングランドとウェールズでのデータを発表した。それによると、2014年3月末にイングランドとウェールズで同性婚が可能になってから同年6月末までの3ヶ月間の間に、1,409組の同性カップルが結婚した。そのうち56%が女性同士のカップルで、44%が男性同士のカップルだった。同性婚をした人の平均年齢は女性が37歳、男性が38.6歳だった。

キリスト教徒の登録官がシビル・パートナーシップの登録業務を拒否、裁判するも敗訴

地方自治体の登録官は、業務の一部として、シビル・パートナーシップの登録及び同性カップルの非宗教婚の結婚式を執り行わなければならない、これを行うかどうかの選択権はない。しかし中には、信仰を理由としてこれらの業務を担当したくないと考える登録官もあり、そのために、登録官と地方自治体との間で訴訟に発展したケースがある。

ロンドンのイズリントン (Islington) 区の登録官として働いていた女性は、2005 年にシビル・パートナーシップ制度が導入された際、自身のキリスト教の信仰と相容れないとして、登録業務を担当することを拒否した。女性は、自身に割り当てられたシビル・パートナーシップ登録の業務を、同僚の登録官のシビル・パートナーシップ登録以外の業務と交換していた。

しかし、こうした女性の行動について、同性愛者である同区の 2 人の登録官が、同性愛者差別であるとして同区に苦情を申し立てたため、同区は女性に対し、シビル・パートナーシップ登録を業務の一部として担当するよう求めたが、女性は拒否した。同区は女性の懲戒審査を行い、女性の行動は、差別撤廃を目指す同区の方針に反しており、シビル・パートナーシップ登録業務を拒否するなら解雇するとの結論を出した。これを受けて女性は辞職し、同区を相手取って雇用裁判所 (Employment Tribunal) に提訴した。雇用裁判所は 2008 年 7 月、「宗教差別とハラスメントを受けた」とする女性の訴えを支持し、女性が勝訴した。雇用裁判所は、判決で、「イズリントン区は、キリスト教徒の権利よりも同性愛者の権利を優先した」との判断を下した。イズリントン区は控訴し、2008 年 12 月、雇用控訴裁判所 (Employment Appeal Tribunal) は、「非差別的な方法で公共サービスを提供するという正当な目的を達成するためには、女性に対する同区の処遇は妥当である」との判断を下し、一審の判決を覆した。

女性は控訴したが、控訴裁判所 (Court of Appeal) は 2009 年 12 月、二審の判決を支持する判断を下した。控訴裁判所は、判決で、「女性がシビル・パートナーシップ登録の業務を拒否することは、同性愛者差別である」と述べた。女性はさらにこの件を欧州人権裁判所に持ち込んだが敗訴し、2013 年 5 月、欧州人権裁判所の大法廷への上訴付託が却下されたため、敗訴が確定した。女性の訴えを支持し、訴訟費用を拠出していた「キリスト教徒協会 (Christian Institute)」は、この決定に対し失望をあらわにし、「結婚に関するキリスト教徒の考えは人権法で守られるという政府の主張は、空虚な約束に過ぎない」と述べた。

同性愛者の権利獲得への貢献を評価し、ブレア元首相を「ゲイ・アイコン」に選出

英国の同性愛者の雑誌「ゲイ・タイムズ (Gay Times)」は 2014 年 9 月、創刊 30 周年記

念号で、「過去 30 年のゲイ・アイコン（同性愛者のシンボル）30 人」を発表し、そのうちの 1 人がトニー・ブレア元首相だったことが大きな話題を呼んだ。同誌は、ブレア元首相を選んだ理由に、労働党政権での首相在任中（1997～2010 年）、下記に挙げたものを含め、同性愛者の権利獲得のために様々な施策を実行したことを挙げた。

- ・同性愛者の性的同意年齢（age of consent、性行為の同意能力があるとみなされる年齢）を、それまでの 18 歳から、異性愛者と同じ 16 歳に引き下げた。
- ・同性愛者に対する差別的な法律の条項を撤廃した。
- ・シビル・パートナーシップ制度を導入した。
- ・性的嗜好を理由とした雇用者による被雇用者への不合理な差別を法律で禁止した。
- ・被害者の性的嗜好に動機付けられた犯罪を厳罰化した。

ブレア労働党政権は、これら以外にも、同性愛者への差別撤廃を目的とする数多くの施策を実施した。「同性愛者に対する差別的な法律の条項」とは、サッチャー保守党政権が制定した「1988 年地方自治法（Local Government Act 1988）」の 28 条（Section 28）を意味する。この条項は、イングランドとウェールズの地方自治体に対し、「意図的に同性愛を奨励すること、同性愛を奨励することを意図して印刷物等を発行すること」、「偽の家族形態である同性愛を許容することを公立学校で教えるよう奨励すること」を禁じたもので、同性愛者差別の法律として、現在でも英国国民の間で良く知られている。

サッチャー保守党政権下の 1980 年代、労働党が支配政党となっていたイングランド内の複数の地方自治体が、同性愛者差別撤廃の方針を打ち出した。また前述の初代ロンドン市長のケン・リビングストン氏がリーダーを務めていたグレーター・ロンドンを管轄地域とする地方自治体「グレーター・ロンドン・カウンシル（Greater London Council、GLC）」及び複数のロンドン区が、同性愛者の団体に助成金を拠出するなどしていた。さらに、ロンドン内の公立学校の図書館に、男性の同性カップルを両親として暮らす少女に関する子供向けのデンマークの本の英訳本が納められていることが報道されるなどした。こうした動きを受け、公立学校で、同性愛者のカップルが「普通の」家族の形態であると教えることを禁じるため、後に「1988 年地方自治法」となる「地方自治法案」に 28 条が追加された。

28 条は、文言が曖昧で、幅広い解釈が可能であったため、法律に違反することを恐れた

公立学校が、自主的に、同性愛者であることでいじめを受けている生徒へのカウンセリングや指導をやめるなどの影響があった。地方自治体に対しても、この条項に違反せずにごのような形で同性愛者の住民に公共サービスを提供できるかについて、混乱を生じさせた。

「ゲイ・タイムズ」誌の編集長は「ゲイ・アイコン」の発表にあたり、「政治的信条に関係なく、どんな人も、ブレア元首相と彼の政権が LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）の人々のためにしてくれたことを否定することはできない」と述べた。ブレア元首相は、ゲイ・アイコンに選ばれたことについて、「とても誇りに思う。（同性愛者の権利拡大は、）私のレガシーの大きな部分だと考えている」と述べ、28 条については、「英国社会に非常に醜い雰囲気を作り出した条項であった」と述べた。

その他にゲイ・アイコンに選ばれた人は、英国人では俳優のイアン・マッケラン、歌手のアニー・レノックス、ボーイ・ジョージ、米国人では歌手バーブラ・ストライザンド、ベッド・ミドラーなどであった。